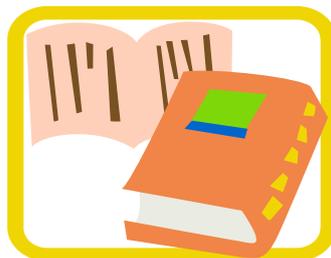


高松法務局「出前講座」のご案内

高松法務局では、国民の皆様にも相続や遺言など、法務局で取り扱う業務について理解を深めていただくため、法務局職員がコミュニティセンター等に出向いて出前講座を行っています。



【出前講座の内容】

- 1 講演時間 60分程度
- 2 講演テーマ（例）
 - ・相続・遺言に関する基礎知識
 - ・未来につなぐ相続登記
 - ・自筆証書遺言書保管制度について
 - ・高齢化社会と成年後見制度 など

1 出前講座の申込み

香川県内に在住又は在勤する10人以上で構成された公共性・公益性のある団体・グループを対象とします。なお営利、宗教活動又は政治活動を目的として主催される場合については対象外となりますので、ご了承ください。

上記の内容で講演を行いますので、開催希望日の**1か月前まで**に、別紙申込書に必要事項をご記入の上、郵送又はFAXによりお申し込みください。

2 開催日時

原則として平日の午前9時から午後5時までの時間帯でお願いします。

3 会場

お申し込みをいただいた場所（原則コミュニティセンター等）で行います。なお、ご都合が悪い場合はコミュニティセンター以外の会場でも差し支えありませんが、会場の手配等はお願いすることになります。

4 費用

派遣する法務局職員に対する費用は不要です。資料等は法務局で準備します。

5 申込み及びお問合せ先について

〒760-8508

高松市丸の内1番1号 高松法務局民事行政調査官室

電話 087-821-6342

FAX 087-826-1260

法務局職員による

出前講座（講師派遣）

法務局の職員が皆さんのところに向向いて、ご希望の講座内容について分かりやすくお話しします！

地域住民によるまちづくり活動、生涯学習及び地域福祉の推進などの活動

相続や遺言等に関する新たな制度や相続登記の義務化などについての説明

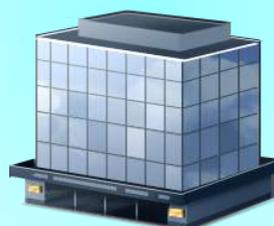
出前講座

（講師派遣）

一切費用は
必要ありません



コミュニティセンター
各種団体など



法務局

< 講座のテーマ >

①相続・遺言に関する基礎知識

相続や遺言制度の基本的な内容と、①相続登記、②法定相続情報証明制度、③自筆証書遺言書保管制度など法務局が取り扱う業務の概要を説明します。

②未来につなぐ相続登記

法定相続情報証明制度や相続登記の義務化など、相続登記の促進に向け、法務局が取り組む各種施策の概要や相続登記を申請する場合に必要な書類等について説明します。

③相続・遺言セミナー～自筆証書遺言書保管制度～

エンディングノートを利用した「終活」の大切さや令和2年7月から運用開始された自筆証書遺言書保管制度の申請手続等について詳しく説明します。

④高齢化社会と成年後見制度

認知症、知的障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護するために運用されている成年後見制度の類型（補助、保佐、後見）や任意後見、財産管理契約との関連等、制度の概要について説明します。

< お問合せ先 > 高松法務局民事行政調査官室
TEL 087-821-6342